

小学生の音楽 1～6（平成 30～31 年度）

---

---

# 移行期における音楽科の指導

～我が国や郷土の音楽の取扱いのポイント～

 株式会社 教育芸術社

本社	〒171-0051 東京都豊島区长崎 1-12-15	TEL : 03-3957-1175	FAX : 03-3957-1174 (代表)
中部支社	〒460-0024 名古屋市中区正木 4-8-7 れんが橋ビル 8 F	TEL : 052-678-3151	FAX : 052-678-3153
関西支社	〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央 1-14-17-601	TEL : 06-6943-7245	FAX : 06-6920-2170
西部支社	〒751-0808 下関市一の宮本町 2-7-14	TEL : 083-256-4747	FAX : 083-256-1010

## 目次

移行期の指導に当たって	3
<b>1 「我が国や郷土の音楽」に関する改訂の要点</b>	<b>4</b>
1 「我が国や郷土の音楽」の学習についての改訂の基本的な考え方	4
2 学習指導要領における「我が国や郷土の音楽」の学習	5
<b>2 「我が国や郷土の音楽」を取り上げる際のポイント</b>	<b>8</b>
1 年生の歌唱の学習で、わらべうたを取り上げる	8
4 年生の器楽の学習で、箏を旋律楽器として取り上げる	10
4 年生の鑑賞の学習で、民謡の歌い方の視点を取り入れる	12
5 年生の音楽づくりの学習で、箏を取り上げる	14
中学校との学習のつながりや連携のあり方を考える	15

# 移行期の指導に当たって

## 1 新学習指導要領の改訂で押さえないポイント

平成29年に告示された新学習指導要領において、音楽科の目標は次のように示された。

- 表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
  - (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
  - (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

音楽科で育成を目指す資質・能力が「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定され、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理された。それによって、児童が教科としての音楽を学ぶ意味が明確になった。学年の目標についても、教科の目標の構造と合わせて、三つの柱で整理された。

また、内容構成については従来と同様に、「A 表現」「B 鑑賞」及び「共通事項」で構成された。指導する内容自体について大きな変更はなかったものの、「思考力・判断力・表現力等」、「知識」、「技能」の資質・能力に対応するように構成され、それによって、指導すべき内容が一層明確になっている。移行期においては、これらの点をきちんと踏まえながら、自らの授業について振り返り、指導の改善を図っていく必要がある。

## 2 新学習指導要領の全部又は一部を実施できる

平成30・31年度は移行期に当たり、音楽科の指導に当たっては、

現行小学校学習指導要領 第2章 第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領 第2章 第6節の規定によることができる。

(文部科学省告示第九十三号)

としている。

新学習指導要領の基本方針や趣旨を踏まえた授業改善を計画的、段階的に進めながら、授業の内容を考えていくことが重要である。特に音楽科においては、指導する内容については現行学習指導要領からの変更がほぼなく、学年度の学習すべき内容に支障を来さないため、容易に移行が可能であるといえる。現行の教科書を使いながらも、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むようにしたい。

## 3 学習評価は現行の観点で進める

移行期における学習評価については、新学習指導要領の内容で指導をしても、現行の評価規準の観点をを用いることに留意する必要がある。ただし、新学習指導要領が全面実施となる2020年度には「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を評価する方向で検討が進んでいる。その点も視野に入れておくことが大切である。

# 1 「我が国や郷土の音楽」に関する改訂の要点

## 1 「我が国や郷土の音楽」の学習についての改訂の基本的な考え方

中央教育審議会答申に示された、音楽科における成果と課題を踏まえた改訂の基本的な考え方は、次の3点である。

- ・音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- ・我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説「音楽編」（以下「解説」）p.6

我が国や郷土の音楽の学習に関する部分では、上記の3点目の考え方を踏まえて改訂され、新学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」においては、次の2点が示された。

旋律楽器の例示としての和楽器を  
中学年にも加える

新学習指導要領では、表現領域の楽器の取扱いにおいて、これまで第5学年及び第6学年において取り上げる**旋律楽器**として例示されていた**和楽器**が、**第3学年及び第4学年の例示にも新たに加えられた**。

和楽器を取り上げる際は、**児童が無理なく取り組むことができ、我が国の音楽のよさを感じ取れるよう**、児童や学校の実態に応じて選ぶことが大切である。

配慮事項に  
指導方法の工夫を  
新たに例示する

我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として、「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法の工夫」が新たに示された。

- (3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

この配慮事項のポイントは「そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう」の部分である。「解説」p.128～129では、縦方向に書かれた楽譜や、音の高さや長さ、歌い方の抑揚などを文字や線で簡易的に示した楽譜を用いることなどが例示された。指導に当たっては、知識や技能の習得に偏ることなく、人々の生活や文化と関わって伝承されてきた我が国や郷土の音楽のよさなどを十分に感じ取って表現したり鑑賞したりできるように工夫することが大切である。

## 2 学習指導要領における「我が国や郷土の音楽」の学習

児童の生活や社会には様々な音や音楽が存在し、それらは人々の生活に関わっている。そうした音や音楽との関わりを児童自らが築き、生活を豊かにしていく資質・能力を育成することは音楽科の重要な役割の一つである。また、身の回りの音や音楽に目を向け、それらの働きに気付いたり、生活や社会にある音や音楽に親しんだりしながら、音楽文化を継承、発展、創造していくとする態度の素地を育成することは、音楽を教科として学ぶ意義ともいえよう。

ここからは、小学校の学習指導要領及びその解説の中で、我が国や郷土の音楽の学習について触れられている部分を抜粋しながら、学習を進めるためのポイントを押さえていきたい。

### 歌唱の指導に 関すること

新学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(4)には、

各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

と示されている。

このアの事項は、歌唱教材として、唱歌やわらべうた、民謡など日本のうたを選択する観点について示したものである。わらべうたや民謡、日本古謡は、我が国の伝統的な音感覚に根ざした音楽であり、共通教材として取り上げられているものも、古くから親しまれ、比較的広い範囲で歌われてきたものである。

こうした日本のうたのもつよさや楽しさは、それぞれの土地に伝承され親しまれてきたものにこそ、味わいのあるものが多く見られるため、各学校や児童の実態に合った教材を選び、指導を工夫していくことが求められる。

今回、新たに示された、「我が国や郷土の音楽に愛着をもてるよう」配慮するという観点を踏まえながら、日本のうたを取り上げるようにしたい。

また、中学年及び高学年のA表現(1)の歌唱分野における「技能」ウ(イ)において、「呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能」について、「解説」では、「民謡を歌う際には、範唱の歌い方に近づけるように歌い方を試したりするなど、声の使い方や言葉の発音を意識しながら歌うように働きかけることが考えられる。」と示されている。(下線部は高学年の内容)

器楽の指導に  
関すること

まず、打楽器の取り上げ方について確認すると、新学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(5)において、全学年まとめて示されている。

ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。

児童や学校の実態を考慮して取り上げる必要はあるが、和太鼓や音具類などの和楽器、諸外国に伝わる様々な打楽器についても、他の打楽器と同様に各学年を通じて取り扱うよう心掛けることが求められている。

次に、旋律楽器について確認してみよう。(イの低学年は省略)

ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

先述のとおり、現行の学習指導要領で、高学年で取り上げる旋律楽器として例示されていた和楽器が、新学習指導要領では、中学年から例示されるように変わっている。

ここで大切なのは、**児童や学校の実態に応じながら、児童が無理なく取り組むことができ、我が国の音楽のよさを感じ取れる和楽器を選ぶこと**である。

授業の中で、「和楽器の演奏の学習を、いつ、どんな教材で、どのように取り入れるのか」について検討するようにし、「学習を進めるうえで十分な数の楽器を確保することができるか」、「地域の演奏家などに指導者としてご協力いただける方がいるか」など、教材や学習環境の整備についても調査・検討を進めておきたい。

なお、中学年で取り上げる器楽教材は、簡単な重奏や合奏などの曲を主に取り扱うことになっているが、和楽器を用いた器楽教材では、斉奏の曲を扱うことが考えられると示されている。

音楽づくりの  
指導に関すること

音楽づくりの指導に当たっては、新学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(6)において示されており、エの項目には、我が国の民謡などに見られる拍のないリズムや、わらべうたや民謡などに見られる我が国の音楽に使われている音階を、児童の実態に応じて取り上げる観点が示されている。こうしたリズムや音階を基に、音楽の仕組みを用いながら音楽をつくっていく中で、児童が我が国や郷土の音楽に自然に親しんでいくことができるように配慮したい。

鑑賞の指導に  
関すること

鑑賞の指導に当たっては、我が国や郷土の音楽のよさなどを感じ取って鑑賞することができるように、音源の示し方などの指導方法を工夫することが求められている。

鑑賞の学習で取り上げる教材選択の観点としては、現行の学習指導要領とほぼ同じ内容で、「解説」の中では次のように示されている。

「解説」に示された教材選択の観点		
第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
我が国や諸外国の音楽を身近に感じることができるわらべうたや遊びうた (「解説」 p.55)	<sup>そう(こと)</sup> 箏や和太鼓の音楽など和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、わらべうたや民謡、祭り囃子 <sup>ばやし</sup> など生活している地域などで親しまれている郷土の音楽、諸外国で親しまれ伝えられている民謡など、児童にとって興味・関心をもちやすく、人々の生活との関わりを捉えやすい音楽 (「解説」 p.84)	多くの人々に親しまれている、我が国の音楽の特徴を捉えやすい和楽器による音楽、雅楽、歌舞伎、狂言、文楽の一場面などの我が国の音楽、民謡、祭り囃子などの郷土の音楽、諸外国の音楽など、我が国の伝統や文化への理解を深め、諸外国の文化への興味・関心をもたせる音楽 (「解説」 p.113)

我が国や郷土の音楽が、児童にとって身近なものとなるように、教科書に掲載されている教材だけではなく、地域や学校の実態に合う教材を取り上げることができるよう、日頃から地元のお祭や民謡などについてもアンテナを張っておくようにしたい。

今回の改訂では、幼稚園・保育園等においても、我が国や郷土の音楽の扱いの充実がみられる。例えば、平成29年に告示された幼稚園教育要領の「環境」の内容の取扱いの部分において以下のとおり示された。

(4) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。

また、中学校や高等学校においても、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味あわせるようにしていくことについては、更なる充実が求められている。幼稚園・保育園等→小学校→中学校→高等学校の各段階で我が国や郷土の音楽に触れることは、我が国の伝統や文化の理解を深めることにつながる。

そうした学習体験は、他国の音楽・文化への興味・関心を引き出し、それらを尊重しようとする意識を育むことにもつながるだろう。我が国や郷土の音楽の独自性や諸外国の音楽や文化の多様性を学ぶことは、グローバル化を迎えている現代において、欠かすことのできないものとなっている。こうした点を踏まえながら、2020年4月の全面実施に向けた準備を整えていきたい。

# 2 「我が国や郷土の音楽」を取り上げる際のポイント

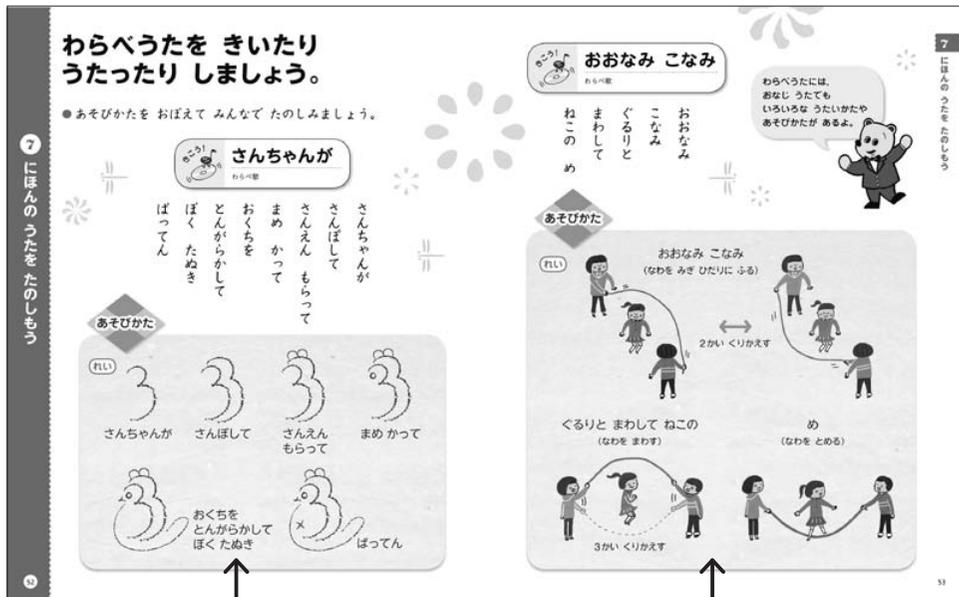
## 1年生の歌唱の学習で、わらべうたを取り上げる

### ●題材7「にほんのうたをたのしもう」(p.52~55)

わらべうたは、子供の遊びや親子の会話の中で生まれ伝わってきたものである。だからこそ、日本人がもっている音の感覚に根ざした音楽だともいえる。いろいろな遊びの歌があり、さらに歌い継がれてきた地域によって、いろいろな歌い方、遊び方があるのも特徴の一つである。

本題材には、1人で絵を描きながら歌うもの、2人で手を合わせて遊びながら歌うもの、複数的人数で縄跳びをしながら歌うもの、という3つのわらべうたが掲載されている。

わらべうたのもつ特性上、歌いながら遊ぶ活動が学習の中心になるが、ここではあらためて、我が国や郷土の音楽に無理なく親しんでいくことができるようにするために、「この学習で押さえたい学習内容は何か」、「それらが他の教材とどのようにつながっていくのか」といった観点で、わらべうたを見直してみたい。



絵描き歌

“ぼく たーぬき”の部分では、しっぽの部分を描くタイミングに合わせて、言葉を自由に伸ばして歌っている。

縄跳び歌

歌に合わせて縄を跳んだり回したりするため、児童は自然に拍を感じ取っている。



## 4年生の器楽の学習で、<sup>そう(こと)</sup>箏を旋律楽器として取り上げる

### ● 「さくら さくら」(p.50) と関連させる事例

ここでは、4年生の歌唱共通教材「さくら さくら」と関連付けて、歌の旋律を箏で演奏する学習を進める際の留意点について考えていきたい。

#### 箏の調弦と歌唱の楽譜について

教科書 p.50の「さくら さくら」の楽譜は、歌い出しの音がイ（第2間の位置）で書かれている。これは、児童の声域を考慮したこと、臨時記号を使わないで楽譜を表記することをねらったためである。その音階を箏の調弦で示すと以下のようなになる。（調弦は一の音をホにしたもの）

調弦  
(平調子)



弦の名前 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 斗 為 巾

一方で、箏を楽器単体で演奏する際、多くの場合、調弦は一の音をニにした次のようなものになる。

調弦  
(平調子)



弦の名前 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 斗 為 巾

箏はもともと、<sup>じ</sup>柱の位置を移動させることで、一緒に演奏する楽器や声の高さなどに応じて基準となる音の高さを容易に変えることができる楽器である。その特徴を把握しておき、箏の演奏と一緒に「さくら さくら」を歌う場合には、児童の声域などの実態に合わせた音の高さで調弦するようにしたい。

#### 活動 1 「さくら さくら」を歌い、旋律や音階が生み出す感じを確かめる。

- 授業の導入として、「さくら さくら」を歌い、日本の音階による旋律であることを感じ取る。

#### 活動 2 基本的な箏の演奏の仕方を知る。

- 座り方や爪のはめ方を知る。（5年生 p.66の紙面を活用して指導する。もしくはゲストティーチャーなど外部の専門家に依頼する。）
- 七の弦だけを弾いたり音階の音を順番に弾いたりして、音色に親しむ。

#### 活動 3 音色を楽しみながら、箏を演奏する。

- 階名唱と同じ要領で、弦の名前で歌いながら弾く。

※ 「ツン ツン テーン」といった唱歌（<sup>しょうが</sup>口唱歌）は、

児童の負担にならないように、学校や地域の実態に応じて活用する。

七 七 八～  
七 七 八～





## 4年生の鑑賞の学習で、民謡の歌い方の視点を取り入れる

### ● 「ソーラン節」「南部牛追い歌」(p.44)

本教材では、「拍ののったリズムで歌われる曲」と「拍のない自由なリズムで歌われる曲」の比較鑑賞の視点で、2つの民謡が取り上げられている。教科書の挿絵には、複数の人が力を合わせて作業をしているものと、荷物を牛に運ばせながら1人でのんびりと歩いているものが描かれており、そうした生活や文化が背景となってこれらの民謡が生まれたことを示している。同じ「仕事をする際に歌われる曲」であっても曲想が異なること、また、それを生み出している「音楽を形づくっている要素」の働きが何かに気付くことができるように構成されている。

こうした拍の有無が生み出す曲想の違いを感じ取る学習に加えて、旋律の音の動きや民謡の歌い方の特徴にも注目して学習することが考えられる。

6 日本の音楽に親しもう

### 音楽のとくちょうを感じ取りながら、日本の民謡をききましょう。

●リズムや声の感じに気をつけながら、2つの民謡をききくらべましょう。

#### 6-1 ソーラン節

北海道民謡

※この歌は、ニシン漁をするときに、たくさんの人たちが声を合せて歌っていたものです。



#### 6-2 南部牛追い歌

岩手県民謡

※この歌は、牛を使って荷を運ぶ人たちが、牛の世話をしたり荷を運んだりするときに歌っていたものです。



●日本の民謡には、拍ののったリズムで歌われる曲と拍のない自由なリズムで歌われる曲の2種類があります。「ソーラン節」と「南部牛追い歌」は、それぞれどちらのリズムで歌っているのかたしかめましょう。

#### 6-3 ソーラン節

拍ののったリズム

やーれん ぞーらん ぞーらん ぞーらん ぞーらん ぞーらん

#### 6-4 南部牛追い歌

拍のない自由なリズム

いなー かー なれー どー もー

（6-1裏のページ 39～72ページ）

「ソーラン節」は、拍ののったリズムで歌っていました。



「南部牛追い歌」は、拍のない自由なリズムで歌っていました。



みんなが住んでいるところには、どんな民謡が伝わっているかな。

39～68ページ



●リズムや声の感じに気をつけながら、ほかの国の民謡をききましょう。

#### 6-5 トラン打令

朝鮮半島民謡

#### 6-6 小さな淡黄色の馬

モンゴル民謡

（トラン）ききょう （打令）「一歌」というような意味  
（淡黄色）うすい黄色



6 日本の音楽に親しもう

**活動 1** 「ソーラン節」や「南部牛追い歌」が生まれた背景を知り、曲想を感じ取りながら聴く。

- どんな仕事をしながら歌われていた曲かを知り、その様子を想像しながらそれぞれの民謡を聴く。
- 拍を手拍子で打ったり歌を口ずんだりしながら2曲を聴き比べ、拍の有無の違いが生み出すそれぞれの曲のよさや面白さを感じ取る。

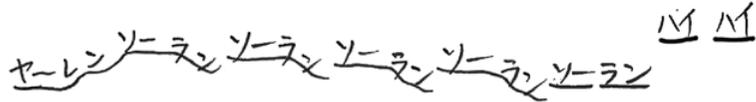
**発展的な扱い** 旋律の音の動きや歌い方の特徴に気を付けて聴く。

- 旋律の音の動きを手や指で線を描くように表したり歌い方をまねして口ずさんだりしながら、それぞれの曲の始めの部分の聴く。

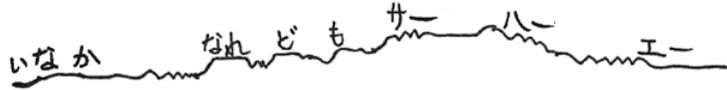
※児童の意見をクラスで共有する際には、必要に応じて、右ページの例のような掲示物を準備し、旋律の音の動きを目からも確認できるようにするとよい。

揭示物の例

ソーラン節の例



南部牛追い歌の例



**活動 2** それぞれの曲の特徴について話し合い、曲全体を味わって聴く。

- グループに分かれ、自分が気付いた曲の特徴や歌い方の工夫などについて意見を交流する。
- 友達の意見を踏まえながら、あらためて曲を聴く。
- グループごとに、それぞれの曲の「紹介したいポイント」を3つ程度にまとめて、クラス全体で発表する。
- クラス全体で2曲を通して聴き、それぞれの曲の魅力や、演奏のよさを味わう。

**発展的な扱いのヒント**

身の回りにある  
声の表現との関連

物売りの声の「い～しや～きいも～」や、相撲の呼び出しの「ひが～し～ △△△ に～し～ ●●●」といった、身近な身の回りの声の表現は、わらべうたと同じように日本の音階の一部を使っている旋律であるとも考えられ、拍のない自由なリズムによる表現でもある。こうした「拍のない」ものは、郷土芸能や民謡につながる要素もっている。例えば、こうした「声による表現」を即興的に自らつくり楽しむ活動と、拍のない自由なリズムで歌われる民謡を鑑賞する学習とを関連付けることも考えられる。

また、「自分が住む地域には、どんな声の表現があるのだろうか」、「自分の郷土にはどんな音楽があるのだろうか」といった、生活や社会の中の音や音楽について興味・関心をもたせることも考えられる。

諸外国の音楽への  
関心や理解を育む

我が国や郷土の音楽に親しみや愛着をもてるようにする学習は、自国の文化を大切にすることを育て、ひいては、世界のいろいろな国の音楽や文化を大切にすることを養うものである。

教科書p.45のような参考曲を取り上げる場合は、比較する鑑賞学習に加えて、音や音楽と人々の生活や文化などの音楽の背景との関わりについて考えるといった音楽的な見方・考え方を働かせることで、音楽のみにとどまらず、その国の文化などにも興味・関心をもたせることができる。そうした学習を行う際は実態に応じて、総合的な学習の時間や社会、英語など、他教科との連携を図ることが重要である。

# 5年生の音楽づくりの学習で、<sup>そう(こと)</sup>箏を取り上げる

## ●「音階の音で旋律づくり」(p.44)

4年生の器楽の学習において、旋律楽器として箏を取り上げた場合、授業時数の少ない高学年では、児童の負担を考慮し、音楽づくりの学習の中で箏を取り上げることが考えられる。

本教材は、リコーダーを活用して旋律をつくる学習を想定しているが、ここでは発展的な扱いとして、新たに簡単な伴奏の旋律をつくり、そのパートを箏で演奏する展開を考えたい。

### 日本の音階を使って旋律をつくりました。

**音階の音で旋律づくり**

●音階の音を使って、1拍子で2小節の旋律をつくりました。

1 下の音階は日本の音階の一つです。楽器で演奏して、音階の感じを確かめましょう。

「さくらさくら」(♪07ページ)に使われているものと同じ音階

2 例を参考にしながら、旋律の音の上がり下がりリズム、終わりの音をどのようにしたいかを考え、3 音階の音を使って旋律をつくりました。

**音の上がり下がりの例**

音の高さがあまり変わらない、音が上がっていく、音が下がっていく、音が上がってから上がる。

**旋律をつくるリズムの例**

**旋律の終わりの音**

☆旋律の終わりの音は、下の3つの中から選ぶ。

**考えたこと**

旋律の音の上がり下がり	→
旋律をつくるリズム	→
旋律の終わりの音	→

つくった旋律の例

つくるときには、楽器で演奏しながら旋律の感じを確かめるといいよ。

3 友達がつくった旋律と組み合わせて、4小節の旋律をつくりました。

**例**

教科書の活動文3に続いて以下のステップを追加する。

### 箏を取り入れる発展的な扱いの例

- 音階の音の中から、音を2つ、もしくは3つ選び、<sup>タンタンタン(ウツ)</sup> ●●●● || のリズムで1小節分の旋律をつくる。
- その旋律を繰り返して伴奏パートとして、箏で演奏する。
- つくった2小節の旋律(リコーダー)と伴奏パート(箏)を重ねて演奏する。

#### Point

- ・伴奏の旋律をつくるときの約束事として、隣り合う弦から音を選び、終わりの音をミカシにするようにすると、我が国の音階でつくった旋律の感じを出しやすい。
- ・リコーダーと箏を重ねて演奏することで音の重なりが生まれ、「自分で旋律をつくった」という満足感だけでなく、音楽の豊かさを感じ取れる。
- ・児童や学校の実態に応じて、つくった2小節の旋律パートも箏で演奏する活動が考えられる。

### 「終わりの音」の大切さ

教科書に示された「旋律の終わりの音」が、ミとシになっていることの理由を実感するために、「さくら さくら」を歌って確かめる方法が考えられる。歌ってみると、フレーズの終わりの音が、シのとき、ファのとき、ミのときとで、「終わる感じがする」「続く感じがする」などの曲想の違いを感じ取ることができるだろう。終わりの音の違いが生み出す雰囲気の違いについて児童と一緒に確認することで、「終わりの音」を選ぶことの大切さに気付くことができる。

また、我が国の音階の音を使って旋律をつくる学習を進める際には、西洋音楽で使われている調でつくられた楽曲がもつ雰囲気と比べるなどしながら、我が国の音楽がもつ雰囲気のよさや違いを感じ取っていけるように、指導を工夫したい。

## 中学校との学習のつながりや連携のあり方を考える

中学校の新学習指導要領では、器楽の指導における配慮事項として、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(3)において、

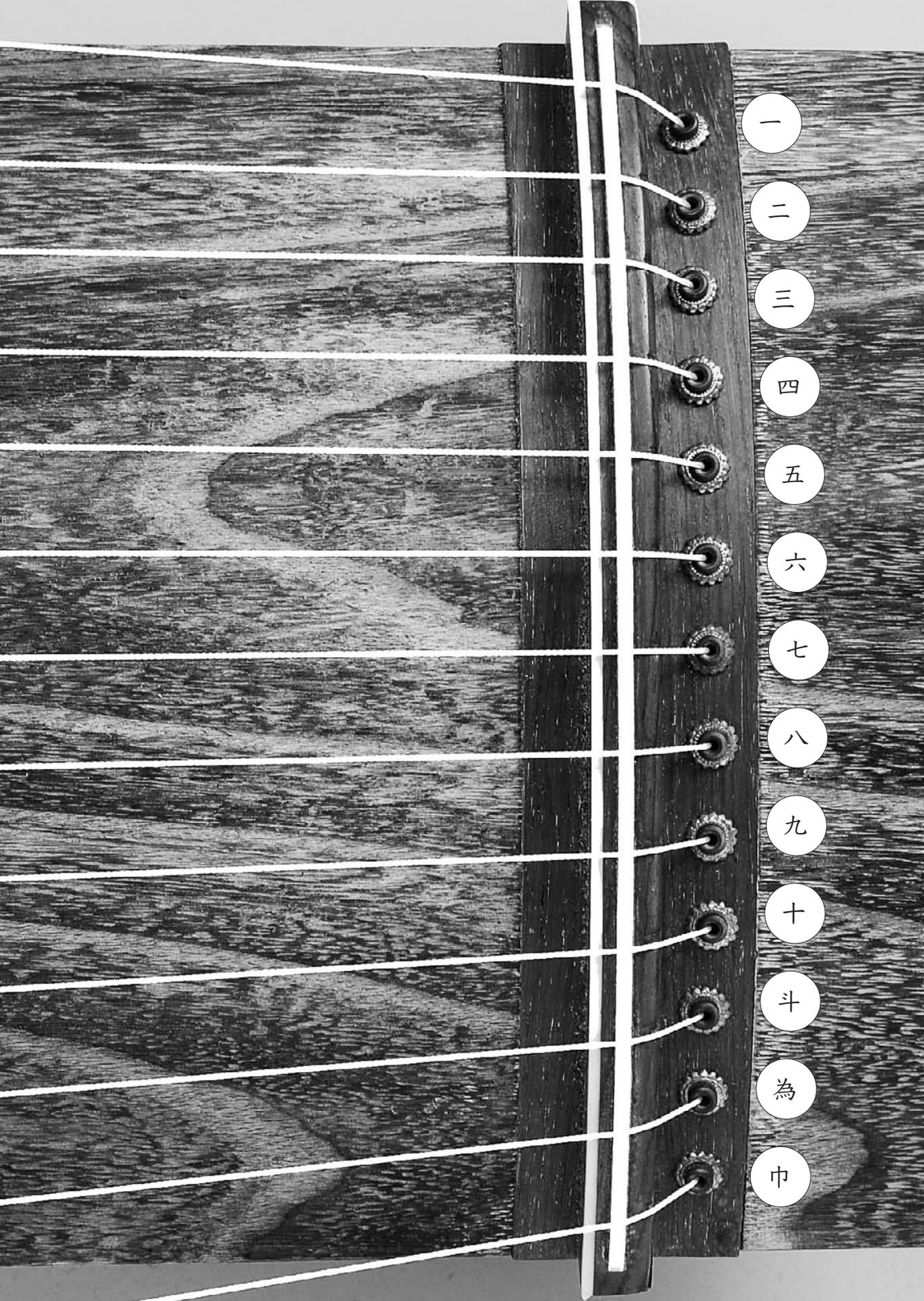
イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

と示されている。

和楽器を取り扱う際には、小学校と同様に、知識や技能の習得に偏重することなく、「その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう」に配慮する観点新たに示されている。

そうした趣旨も踏まえて、指導計画を立てる際には、地域の中学校ともできるだけ連携を図り、小学校段階で想定しうる学習をあれもこれもと無理に詰め込むのではなく、「本校、本地域では、中学校を卒業するまでにどのように和楽器の学習を取り入れ、我が国や郷土の音楽に愛着をもたせていくのか」といった視点からも検討するようにしたい。

次代の音楽文化の担い手となる児童・生徒が、無理なく、我が国や郷土の音楽に愛着をもつことができるような指導方法の工夫が求められている。



一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

斗

為

巾